

岩手県森林審議会

松くい虫対策部会の審議結果について

岩手県森林審議会松くい虫対策部会

平成 30 年度森林審議会松くい虫対策部会

- 1 審議期日
平成 31 年 2 月 12 日（火）13 時 30 分～15 時 00 分
- 2 場所
盛岡市中央通 1-1-38 エスポワールいわて 3 階 特別ホール
- 3 部会委員
部会長 梶本 卓也
委 員 上田 吹黄
委 員 上田 康広
委 員 菊池 富士子
以上 4 名出席
- 4 審議事項
(1) 岩手県防除実施基準の変更
(2) 高度公益機能森林等の区域の変更
- 5 審議結果
適当と認める

岩手県防除実施基準の変更

1 都道府県防除実施基準

国の防除実施基準に従い、都道府県の民有林において、薬剤による防除が自然環境及び生活環境の保全に適切な配慮を払いつつ、安全かつ適正に行われるよう、森林病虫害等防除法第7条の3に基づき都道府県知事が定める防除の実施に関する基準

2 変更の内容

平泉町について、森林簿の地籍情報整備に伴う小班・施業番号の変更に対応するもの。

所在地		変更前		変更後	
郡市名	町村名	面積	区域	面積	区域
奥州市	水沢	3 (3)	38 林班 1-14~15, 1-21	3 (3)	38 林班 1-14~15, 1-21
奥州市	前沢	6 (6)	2017 林班 27-2~3, 27-5, 36-1, 2019 林班 24-2, 29-2~3, 29-5, 42-1	6 (6)	2017 林班 27-2~3, 27-5, 36-1, 2019 林班 24-2, 29-2~3, 29-5, 42-1
一関市	東山町	10 (29)	4077 林班 16-1, 4078 林班 8-2, 10-1, 11-1, 12-2, 4079 林班 74-1, 83-1, 84-1, 4098 林班 1-1, 2-1, 4099 林班 1-1~2	10 (29)	4077 林班 16-1, 4078 林班 8-2, 10-1, 11-1, 12-2, 4079 林班 74-1, 83-1, 84-1, 4098 林班 1-1, 2-1, 4099 林班 1-1~2
西磐井郡	平泉町	13 (13)	19 林班 <u>56-1, 57-1, 58-1, 59-2, 60-1, 61-1, 62-1, 63-1, 64-1, 65-1, 66-1, 67-1, 70-1~2, 70-5, 71-2</u>	14 (14)	19 林班 <u>37-1, 51-1, 54-3, 63-1, 63-3, 63-5, 63-8~11, 64-1, 65-1, 95-1~4, 95-6~13</u>
県計		32 (51)		33 (52)	

※：面積はヘクタール単位

上段数字は散布面積 下段（ ）数字は区域面積

岩手県防除実施基準

1 防除実施基準に定める「特別防除を行うことができる森林に関する基準」に適合する森林の区域

岩手県において、松くい虫の駆除及びまん延防止のため「防除実施基準」（平成9年4月7日9林野造第102号）に定める特別防除を行うことができる森林に関する基準に適合する区域を次のとおり定める。

所在地			区域
郡市名	町村名	面積	
奥州市	水沢	3 (3)	38 林班 1-14~15, 1-21
奥州市	前沢	6 (6)	2017 林班 27-2~3, 27-5, 36-1, 2019 林班 24-2, 29-2~3, 29-5, 42-1
一関市	東山町	10 (29)	4077 林班 16-1, 4078 林班 8-2, 10-1, 11-1, 12-2, 4079 林班 74-1, 83-1, 84-1, 4098 林班 1-1, 2-1, 4099 林班 1-1~2
西磐井郡	平泉町	14 (14)	19 林班 <u>37-1, 51-1, 54-3, 63-1, 63-3, 63-5, 63-8~11, 64-1, 65-1, 95-1~4, 95-6~13</u>
県計		33 (52)	上段数字は散布面積 下段（ ）数字は区域面積

※：面積はヘクタール単位

2 特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項

特別防除の実施に当たっては、特に次に掲げる事項に十分配慮し、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に努めるものとする。

また、地域住民等関係者の意見を尊重するとともに、特別防除の実施の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項等について地域住民等関係者への周知徹底を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとし、散布地域が集水地域となっている河川の表流水や地下水を水道水源としている水道事業者と事前に協議するなど適切な情報の提供を行うこととする。

ア いわてレッドデータブック掲載種、天然記念物等の貴重な野生動植物の生息、分布状況等について十分実態を把握し、これらに悪影響を及ぼさないよう当該生息地から十分な間隔を保持する等適切な対策を行うこととする。

イ 病院、学校、家屋、水源等に薬剤が飛散・流入しないよう風向、風速等に十分注意し、これらの施設等から十分な間隔を保持し、適切な散布方法の選択、給水施設の被覆、自動車の移動・被覆等について周辺住民等への周知徹底を行うものとする。

山間部の農山村地帯では、わき水等を利用した小規模な水道施設が多く、薬剤の流入の恐れも考えられることから、地元自治会などの協力を得ながら、水源の位置や利用状況の把握に努め、必要に応じて被覆等の対策を行うこととする。

ウ 鉄道、道路、その他の交通施設、公園、レクリエーション施設及びその他利用者が集まる森林において特別防除を実施する場合には、実施時間等も考慮し、定時に発着する交通機関の通過時における散布の中止、道路等の交通規制、迂回等通学通勤者の誘導、施設への入場制限等必要な対策を取ること。

山菜シーズンには、入山者がいることが予想されるので、林道の入り口等に入山禁止の標

識を設置するとともに、状況に応じ人員を配置する等の措置を行い、また、広報等により入山しないよう事前に住民等へ周知するものとする。

3 特別防除により農業、漁業その他事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項

特別防除の実施に当たっては、農業、漁業その他事業に被害を及ぼさないようにするため、必要な措置を講ずるものとする。特に蚕児、農作物、養蜂群、水産動物の増養殖場、漁場、保護水面等については、地域の実情に応じて、関係団体と十分に協議し、その意見を尊重するものとする。また、実施に当たっては風向、風速等に注意し、対象物からの十分な間隔の保持、ミツバチの巣箱の移動、水産種苗の放流時期との調整等十分な被害防止対策を行い、特別防除実施の必要性、安全性、使用薬剤、散布方法及び実施時の注意事項等について、地域住民等関係者への周知徹底を図り、理解と協力を得るように努めるものとする。

ア 養蚕関係

桑葉に付着した直後の農薬は微量であっても、蚕に対して極めて有害である。当県における発生はないが、散布された農薬が気象条件等により付近の桑園に飛散付着し、それを知らずに蚕に給与して事故を招いたケースが過去に多く報告されている。このため、特に桑園が比較的多く耕作されている胆江、両磐地域においては、薬剤が飛散しないように十分な間隔を保持するとともに必要に応じ、蚕室を被覆し、薬剤の飛散・流入を防ぐ等の措置を行うものとする。

また、危被害を防止するため、散布地の周辺に桑園がある場合には、薬剤の飛散の有無が確認できるよう落下調査紙を設置し、桑葉への薬剤飛散による付着の恐れがあると認められる場合には、少数の蚕児に試食を行わせ、安全を確認するとともに、その結果に異常が認められる時は、当該桑園からの桑葉の給仕は行わず、安全な自家桑葉または、買桑葉によって不足分を補う等の対策を行うものとする。

イ 養蜂関係

養蜂の計画は、ミツバチの放飼が行われる前に居住地の振興局を通じて（県外居住者は直接県へ）申請があることから、薬剤の散布による養蜂群への危被害を防止するため、担当課と協議するものとする。

また、広報等により、巣箱の一時移動、被覆、冷却等適切な被害防止措置を講ずるよう指導するとともに、散布に当たっては、事前に養蜂業者と連絡を取り、危被害の未然防止に努めるものとする。

ウ 農作物関係

散布地の周辺に葉たばこやその他の農作物の栽培地がある場合には、薬剤が飛散しないように畑から十分な間隔を保持する。また、散布地の地理、気象、散布方法、収穫までの日数等によりその影響が異なることから、現地において事前に十分な協議を行うものとする。

エ 畜産関係

畜舎及び鶏舎に薬剤が飛散しないように十分な間隔を保持するとともに、航空機の騒音による被害が発生しないよう指導するものとする。特に鶏はヘリコプターの爆音に敏感なので、養鶏場の周辺で低空飛行及び旋回を避けるよう作業開始前に操縦士と十分な打ち合わせを行うこと。また、散布直後は、河川等の水を飲ませないよう指導を行うものとする。

オ 漁業関係

水産動物の増養殖場が散布地域の周辺にある場合は、風向、風速等に注意し十分な間隔を保持するとともに、水産動物又はその増養殖施設等の一時移動又は被覆を指導するものとし、

また、水産種苗の放流時期との調整等十分な被害防止を行うものとする。

4 その他森林病害虫等の薬剤による防除に関する事項

(1) 特別防除の実施に当たっては、使用薬剤の農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 12 条第 1 項の基準等を遵守し、立地条件、気象条件等を十分勘案の上、安全かつ適正な実施に努めるものとする。

ア 作業地図の作成

散布を行う区域及び散布除外区域の境界、河川、浄水場等並びに航空機の飛行の障害物の位置を明示した地図を作成するものとする。

イ 標識の設置

散布を開始する前に、散布を行う区域、散布除外区域及び航空機の飛行の障害物を示す標識を設置するとともに、アの作業地図に基づき、操縦士とともに地上及び空中から散布を行う区域及び散布除外区域の境界、河川、浄水場等並びに航空機飛行の障害物の位置並びに当該標識の設置状況を十分に確認するものとする。

ウ ドリフトの防止

散布除外区域に散布することがないように風向、風速等に十分注意するとともに、イの標識を常に確認しながら行い、強風等の場合は直ちに当該農薬の使用を中止するものとする。

エ 天候について

降雨中、降雨直後及び散布後間もなく雨が降ることが予想されるときは散布農薬が枝葉に定着しにくく、また、霧のときは標識の確認が困難となるなど散布区域の誤認等による危被害発生の恐れがあるので散布を行わないものとする。

(2) 特別防除の実施に当たっては、人によって薬剤による影響が異なることを配慮し、あらかじめ最寄りの保健所、病院等に特別防除の実施日時、使用薬剤の種類等を連絡し、万一に備えた医療緊急体制の整備を依頼するとともに、岩手県林業技術センター等の試験研究機関の協力を依頼するものとする。また、天候等の影響で、実施日時を変更する場合及び特別防除の実施が終了した場合には関係機関に速やかに連絡するものとする。

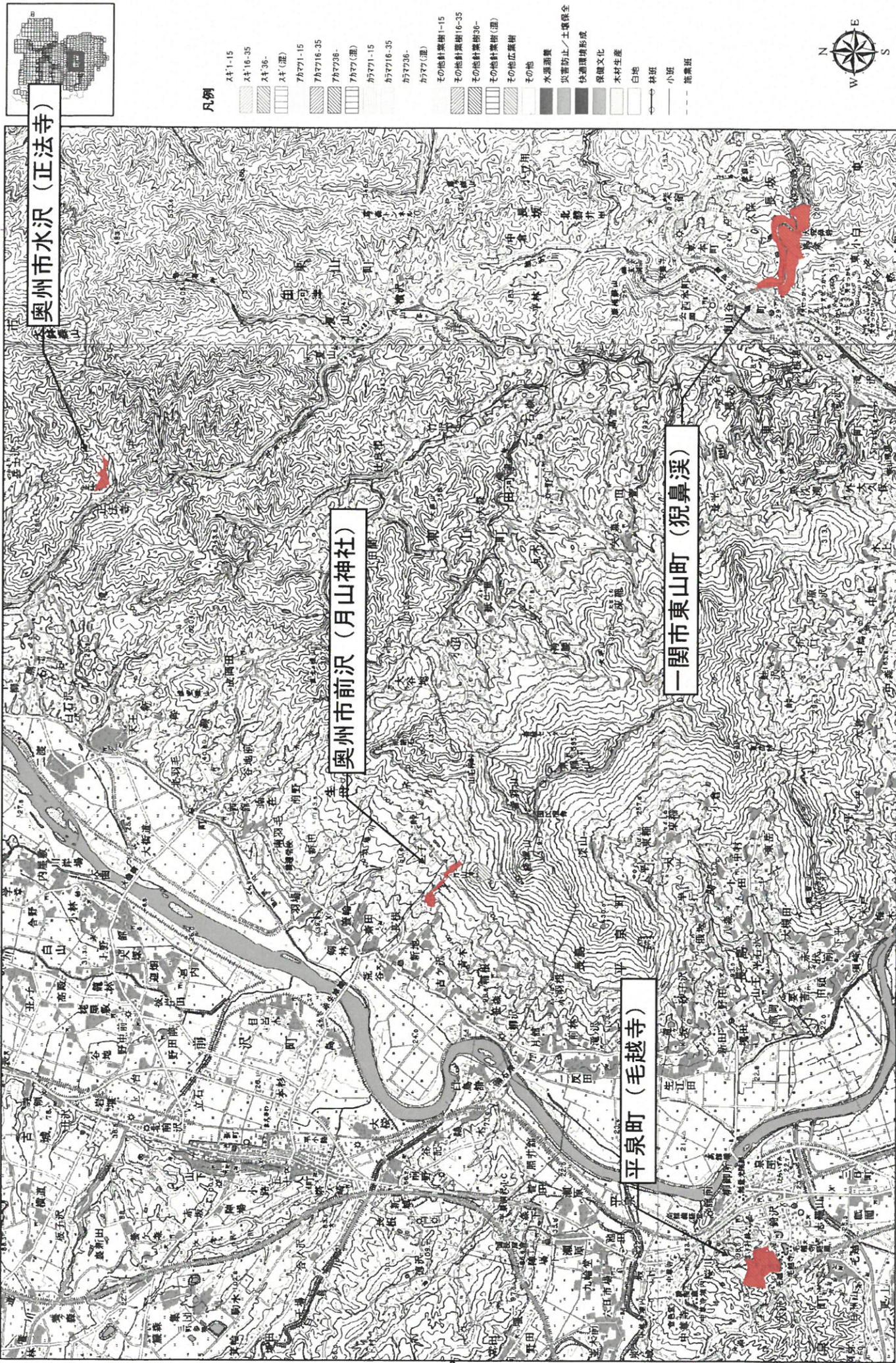
(3) 特別防除の実施により、農業、漁業、及びその他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境及び生活環境に悪影響が生じた場合には、直ちに当該地域の特別防除を中止し、その原因の究明に努め、適切な補償、地域住民等関係者への原因説明等適切な事後措置を講ずるものとする。

(4) 森林病害虫等の薬剤による防除を最も効果的な時期に実施するため、発生予察調査を実施する等効果の確保を図るものとする。

(5) 1 の特別防除を行うことができる森林に関する基準に適合する森林以外で地上からの薬剤による防除が必要なものについては、2、3、4 の関係部分に準じて適切に実施するものとする。

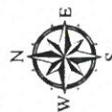
岩手県除実施工参考図面

*** 1:44,444



凡例

- アキ 1-15
- アキ 16-35
- アキ 36-
- アキ (混)
- 7A771-15
- 7A7716-35
- 7A77238-
- 7A772 (混)
- カ7771-15
- カ77716-35
- カ77738-
- カ777 (混)
- その他針葉樹1-15
- その他針葉樹16-35
- その他針葉樹38-
- その他針葉樹(混)
- その他広葉樹
- その他
- 水源保護
- 災害防止/土壌保全
- 快適環境形成
- 保護文化
- 木材生産
- 白地
- 林班
- 小坂
- 一階敷班



0 890 1,780 2,670 3,560 4,450メートル

「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」
 「この図面は、許可なく複製・譲渡・貸与することを禁じます。」
 「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)を使用した。(承認番号 平26情使、第484号)」

©GeoEye ©日本スペースイマージング(株) ©Digital Globe, Inc. All Rights Reserved

高度公益機能森林等の区域の変更(案)

1 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

松くい虫等を防除し又はそのまん延を防止することにより、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため、森林病虫害等防除法第7条の5に基づき、都道府県が指定する区域。(別紙「松くい虫対策対象松林について」を参照)

2 変更の内容

- (1) 紫波町について、被害が拡大し松林として保全が困難になった一部の高度公益機能森林を被害拡大防止森林に変更し、樹種転換を推進するもの。
- (2) 遠野市について、被害が拡大し松林として保全が困難になった一部の高度公益機能森林を被害拡大防止森林に変更し樹種転換を推進するとともに、松林以外に植生が変化した一部区域を高度公益機能森林から1.49ha削除するもの。
- (3) 一関市花泉地域について、森林外に転用された区域を被害拡大防止森林から0.28ha削除するもの。
一関市大東地域について、松林以外に植生が変化した一部区域を高度公益機能森林から1.93ha削除するもの。
一関市室根地域について、被害が拡大し松林として保全が困難になった一部の高度公益機能森林を被害拡大防止森林に変更し樹種転換を推進するもの。
- (4) 平泉町について、被害が拡大し松林として保全が困難になった高度公益機能森林の一部区域を樹種転換を推進するため7.95ha削除するとともに、森林簿の地積情報整備に伴い高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の面積を変更するもの。

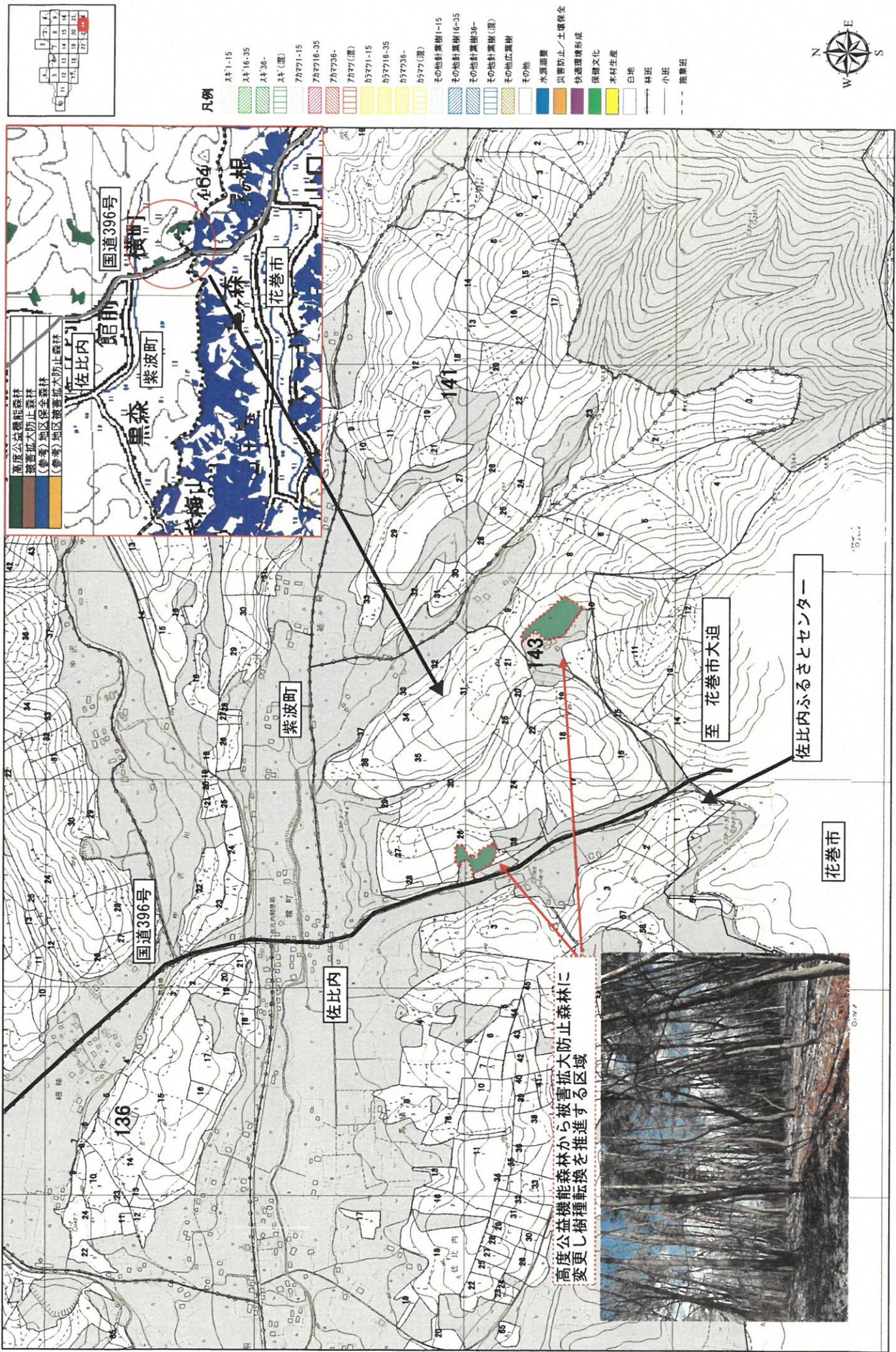
3 高度公益機能森林等の区域の変更

市町村別の区域変更

市 町 村	高度公益機能森林 (ha)			被害拡大防止森林 (ha)			
	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	
盛岡市	2200	2200	0	326	326	0	
滝沢市	128	128	0	137	137	0	
岩手町	9	9	0	124	124	0	
矢巾町	45	45	0	45	45	0	
紫波町	317	316	△ 1	510	511	1	
雫石町	11	11	0	168	168	0	
花巻市	275	275	0	220	220	0	
(内 訳)	花巻地域	195	195	0	17	17	0
	大迫地域	16	16	0	24	24	0
	石鳥谷地域	45	45	0	24	24	0
	東和地域	19	19	0	155	155	0
北上市	117	117	0	35	35	0	
奥州市	1,154	1,154	0	663	663	0	
(内 訳)	水沢地域	78	78	0	36	36	0
	江刺地域	464	464	0	188	188	0
	前沢地域	28	28	0	13	13	0
	胆沢地域	34	34	0	173	173	0
	衣川地域	550	550	0	253	253	0
金ヶ崎町	298	298	0	23	23	0	
遠野市	3,462	3,340	△ 122	601	723	122	
一関市	2,143	2,138	△ 5	276	280	4	
(内 訳)	一関地域	229	229	0	18	18	0
	花泉地域	150	150	0	52	52	0
	大東地域	970	969	△ 1	92	92	0
	千厩地域	67	67	0	6	6	0
	東山地域	214	214	0	8	8	0
	室根地域	299	295	△ 4	40	44	4
	川崎地域	46	46	0	16	16	0
	藤沢地域	168	168	0	44	44	0
平泉町	55	48	△ 7	20	19	△ 1	
大船渡市	47	47	0	65	65	0	
陸前高田市	38	38	0	206	206	0	
住田町	24	24	0	183	183	0	
計	10,323	10,188	△ 135	3,602	3,728	126	
備考	(内訳) 減 135 ha			(内訳) 増 126 ha			

森林資源管理図

紫波町 1:8,000



高度公益機能森林
被害拡大防止森林
被害拡大防止森林
(参考) 地区保全森林
(参考) 地区被害拡大防止森林

- 凡例**
- 3471-15
 - 34716-35
 - 34736-
 - 347(灌)
 - 747271-15
 - 7472716-35
 - 7472708-
 - 74727(灌)
 - 47271-15
 - 472716-35
 - 472736-
 - 4727(灌)
 - その他針葉樹1-15
 - その他針葉樹16-35
 - その他針葉樹36-
 - その他針葉樹(灌)
 - その他広葉樹
 - その他
 - 水源面
 - 災害防止・土壌保全
 - 快適環境形成
 - 保健文化
 - 木材生産
 - 白地
 - 林班
 - 小班
 - 境界線

高度公益機能森林から被害拡大防止森林に
 変更し樹種転換を推進する区域



0 160 320 480 640 800メートル

「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」
 「この図面は、許可なく複製、謄写、転載、貸与することを禁じます。」
 「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)を使用した。(承認番号 平26情使、第484号)」

©GeEye ©日本スウェーデン・インフォメーション・システムズ株式会社 ©Digital Globe, Inc. All Rights Reserved

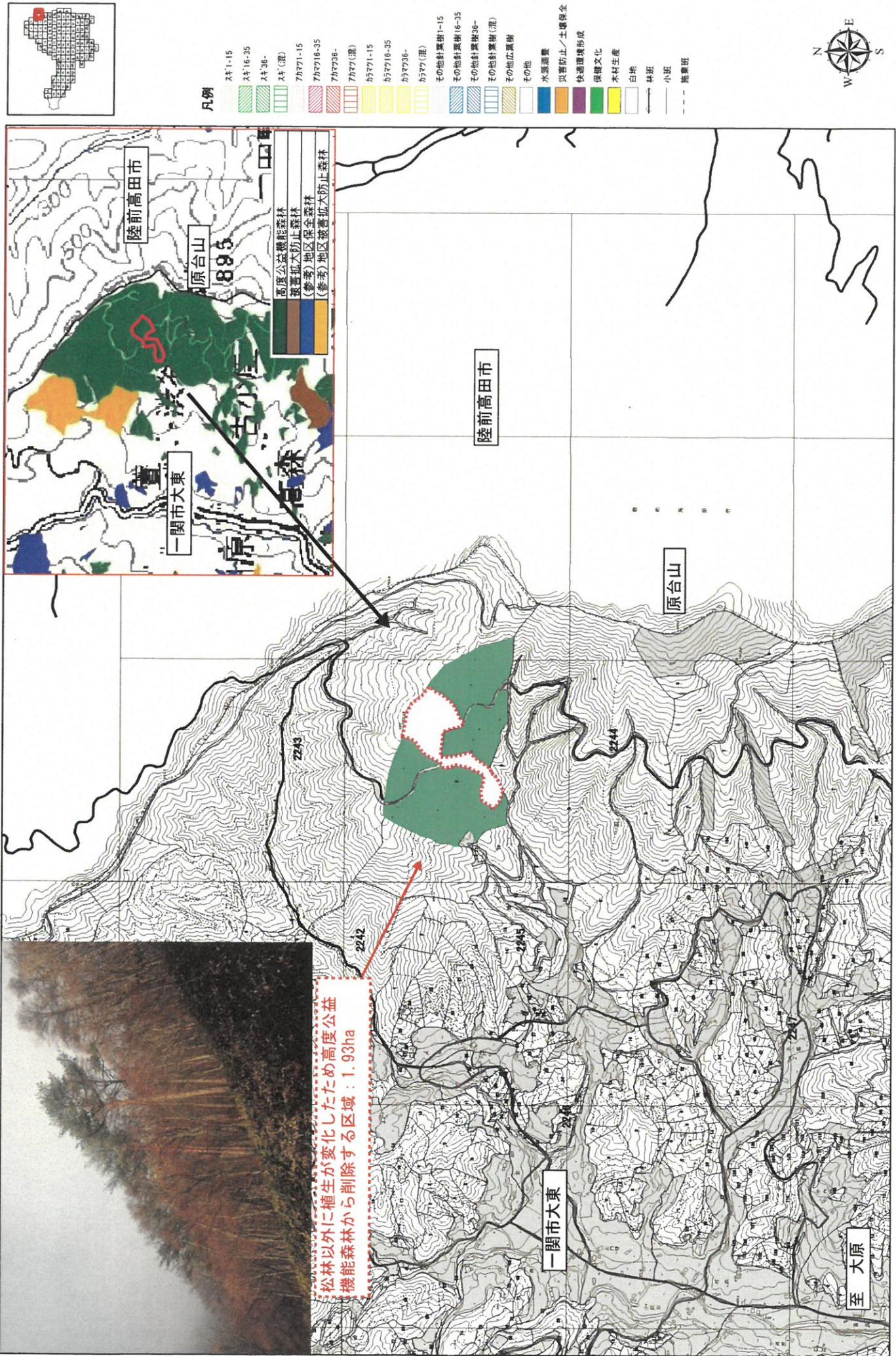
森林資源管理図

一関市 1:5,000



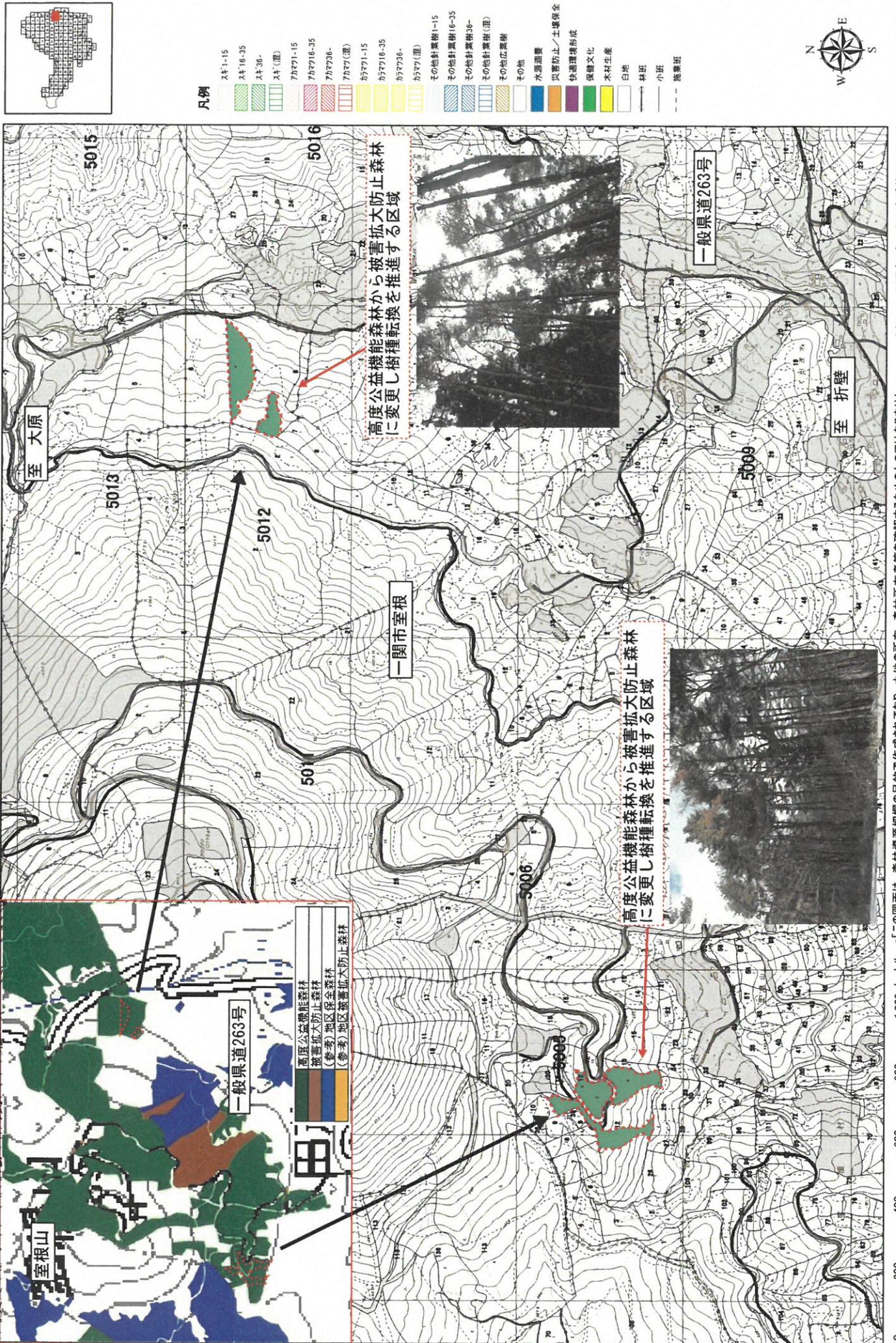
森林資源管理図

一関市 1:15,000



森林資源管理図

一関市 1:10,000



室根山

一般県道263号

一関市室根

高度公益機能森林から被害拡大防止森林
に変更し樹種転換を推進する区域

高度公益機能森林から被害拡大防止森林
に変更し樹種転換を推進する区域

一般県道263号

至 折壁

至 大原

凡例

- ▲本1-15
- ▲本16-35
- ▲本36-
- ▲本(混)
- 77271-15
- 772716-35
- 772736-
- 7727(混)
- か7771-15
- か77716-35
- か77736-
- か777(混)
- その他針葉樹1-15
- その他針葉樹16-35
- その他針葉樹36-
- その他針葉樹(混)
- その他広葉樹
- その他
- 水源涵養
- 災害防止/土壌保全
- 快適環境形成
- 保健文化
- 木材生産
- 白地
- 林班
- 小班
- 施業班



「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」
 「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」
 「この地図の作成に当たっては、国土情報院の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)を使用しました。(承認番号 平26情依、第484号)」

(別紙)

松くい虫対策対象松林について

高度公益機能森林 (A)

高度公益機能森林は、以下の要件を持つ特定森林 (松くい虫対策では、松林) の中から民有林について県が指定する。

- 1 保安林に指定された松林
- 2 災害の防止、水源のかん養、環境の保全について高い公益的機能を有し、松以外ではその機能を確保することが困難なもの (景勝地、せき悪地帯の松林等の他の樹種では、その機能を確保することが困難で、かつ将来にわたって、保全していく必要があるもの)

被害拡大防止森林 (B)

被害拡大防止森林は、松くい虫の被害対策を緊急に行わなければ、その被害が、高度公益機能森林に著しく拡大すると認められる松林で、民有林について県が指定する。

具体的には、高度公益機能森林の周辺部にあつて、その被害程度、立地条件等からみて、高度公益機能森林の効果的な保全のため一体として対策を講ずる必要があると認められるもの。

地区実施計画対象森林

高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外で、以下の基準に適合する松林について、市町村が定める。

1 地区保全森林 (C)

地区実施計画対象森林のうち、高度公益機能森林の周辺 (概ね 2km 以内) に位置する松林又は高度公益機能森林の周辺 10km 以内に位置し概ね 3ha の団地を形成している松林で、松林として保全を図りながら高度公益機能森林への被害拡大を防止していく松林を対象とする。

2 地区被害拡大防止森林 (D)

地区実施計画森林のうち、上記の地区保全森林以外のもの。

対策対象松林のイメージ

